

* 私たちの提言 *

家庭用品への化学物質の使用について

- ① 鉛、カドミウム、水銀、有機ハロゲン化合物、フタル酸化合物、ノニルフェノールの家庭用品への使用を規制すること
- ② 子どもや高感受性群を考慮した物質指定や基準値の設定を行うこと
- ③ 家庭用品への含有の規制につき、物質指定・許容濃度の基準を明らかにするとともに、その決定手続きへの市民・NGO参加を保障すること
- ④ 中毒情報を含むリスク情報を消費者にわかりやすく提供するシステムを構築すること
- ⑤ 製品に含まれる物質の全成分の開示及びMSDSの交付を、生産者・販売者に義務づけること
- ⑥ 家庭用品に含有される有害化学物質による人の健康や生態系への影響に関し、市民からの相談(治療施設の紹介を含む)に応じられる機関を、各都道府県に少なくとも1つは設置すること
- ⑦ 上記の相談が家庭用品規制や化学物質政策にフィードバックされるようなシステムを整備すること
- ⑧ 農薬と同じ成分の化学物質の生活環境での使用を規制する「生活環境で使用する殺虫剤等の規制に関する法律(仮称)」を制定すること